

ほんりゅう 尾北

No.297
2023・11

■発行■
尾北教職員労働組合
■責任者■
小山晃範(楽田小)

尾北教労 HP



「新たな研修制度」 と本来の学びの姿 ～2023年 愛知の教育 を考えるつどい～



10月29日(日)に名古屋市で「愛知の教育を考えるつどい(愛教労主催)」が開催され、東京大学の勝野正章さんによる講演が行われました。教員免許更新制が廃止され導入された「新たな研修制度」。導入の経緯や問題点、そして教師にとっての学びについて考える契機となりました。講演の内容の概要を紹介します。

「免許更新制廃止」の理由



教員免許失効をペナルティとして、10年に1度自腹を切って受けなければならなかった「教員免許更新制」が廃止されました。その理由について、中教審答申※1

では次のように説明しています。

「免許状を更新しなければ職務上の地位の喪失を招きかねないという状況の下で、…教師の主体的な姿勢が発揮されてきたと評価することには慎重にならざるを得ない。そうした制約の下での学びは、形式的なものとなり、学習効果を低下させてしまいかねない」。

教員免許更新制による研修は、教師の主体性を損ねることを認めたのです。

※「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の研修～(答申)」（2022年12月）

管理職等による受講奨励

先の中教審答申では、「新たな研修制度」の必要性・有効性について、

「任命権者(県教委)や服務監督権者(市町教委)・学校管理職(校長・教頭)等が、キャリアアップの段階を適切に踏まえるなど、教師本人のモチベーションとなるような形で、適切な研修を奨励することが必要」

「任命権者に対する『履歴を活用した受講の奨励の義務づけ』は、すべての公立学校の教師に継続的な教師の学びの契機と機会を確実に提供し、その資質能力の向上を担保するための中核的な仕組み」と説明しています。

具体的には、各学校の校長が教師に対して、対話による受講奨励を行うことになっています。しかし教師本人が学びたいこと、その教師に必要なことを学べるのか疑問が残ります。

研修履歴のデジタル管理

研修履歴の記録管理をデジタル化された「研修受講履歴管理システム」へと高度化し、学習分析によって教師の「個別最適な学び」を促進するという計画も示されています。



「研修履歴を管理」されることが、教師の主体性に繋がるのでしょうか。不安を感じます。

問題点①

主体的な学びに繋がらない

教員免許更新制を否定した理由と同じく、研修履歴を記録管理し、懲戒処分の可能性を示唆しながら研修受講を命じる、という新たな仕組みも、教師の主体的な学びに繋がりません。

教員免許更新制も、新たな研修制度も、ペナルティを元に、研修を受講させようという仕組みです。押し付けられる研修では、学びの形骸化をもたらすことが予想されます。

問題点②

学びが押しつけられる危険性



任命権者に対し、「履歴を活用した受講の奨励の義務づけ」がされましたが、懲戒処分権限のある任命権者等が勧める研修に対し、教師が圧力を感じることは当然考えられます。勧められる研修を受けなければならないと、学びを教師が探求するのではなく、研修を押し付けられることが危惧されます。

問題点③

研修メニューから選択？

教師にとっての学びは多岐にわたり、その先生の課題意識や希望によって、学びを探究できることが大切です。しかし任命権者等があらかじめ設定する研修メニューから選ぶように導かれる可能性があります。教師が学ぶことについても、多忙な業務の中、「提示された研修メニューから選択すればよい」と学びの幅を自ら狭めてしまうことが心配されます。

問題点④

学びに優先順位？

研修記録には、記録をとることが必須な研修とそうでない研修があります。教師の学びの種類は多様なはずであるのに、「履歴として記録される研修とそうでない学び」、「明確な目標を持つ研修とそうでない学び」、「奨励される研修とそうでない学び」、というように、意図しないうちに、学びに対して優先順位がつけられる危険性があります。

問題点⑤

国が求める教員へ誘導？

先の中教審答申では、教員に求められるのは、「これから求められる資質能力の姿を明らかにした教員育成指標等も踏まえつつ、自らの学びのニーズに動機付けられ、職務遂行に必要な資質能力を自ら定義しながら主体的に学びをマネジメントしていくこと」とあります。

しかし教師の学びは、多様多岐です。教師の数だけ学びがあります。教員育成指標・計画に基づく研修では、学びの幅が狭められ、また、国家が求める教員の姿へ誘導される危険性があります。

研修は自主性の尊重を

そもそも研修とは「研究」と「修養」であり、教育基本法第9条に定められています。

「法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。」

研修とは、押しつけられるものではなく、教師自らが主体的に行うべきものです。

そして第2項で以下のように定められています。「前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。」教師自らが学べるように、多忙化を解消し、研修の機会や学ぶ環境が与えられるべきなのです。



本来の学びとは

教員育成指標に示された、国が求める教員の「将来の姿」に向かって走り続ける学びだけが、意味ある学びではありません。

教師の自主的な学びを支えるのは、「研修受講履歴管理システム」や多様な学習コンテンツを整理・提供するプラットフォームなどでもありません。

上手くいかない現状に必要性を感じて学ぶ学びや、目の前の子ども達を見て、教えたい、伝えたいという思いから発出する学び、教師自身が、その人格を高めるための修養など、学びの種類は教師自らが決めるべきものです。

教師自身が広く深く学ぶことは、子どもの学びの幅を広げ、人生をよりよく生きることにつながります。教師自らが主体的に学ぶことが大切です。



★催し物のご案内★

尾北の子どもと教育を考えるつどい



◎日時：12月17日(日) 14:00~16:00

◎場所：江南市老人福祉センター

◎参加協力費：500円

◆講演：「多様性を大切にする社会と教育を」

講師：伊藤修毅さん(日本福祉大学)

・主催：尾北の子どもと教育を考える会・後援：江南市教育委員会